

中小企業における会計業務のデジタル化と紙保存

2020年10月7日



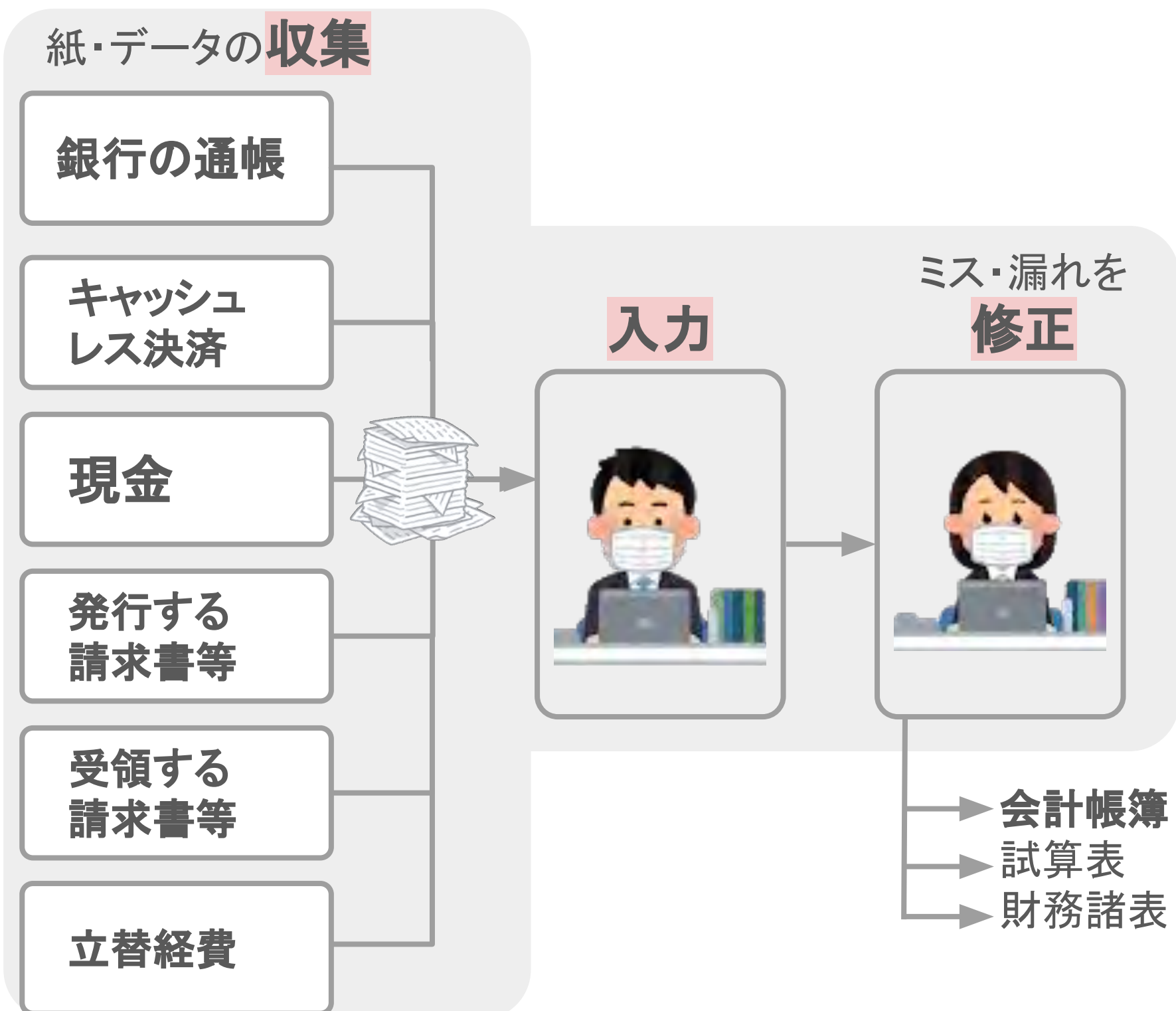
本日のご説明

中小企業における会計業務のデジタル化と紙保存

01. 中小企業の生産性向上に資するクラウド会計ソフトの有用性
02. 中小企業を取り巻く税務申告等のデジタル化の流れ
03. 国税関係帳簿書類の保存に係る現状と課題

(1) 従来の記帳業務とクラウド会計ソフトの比較

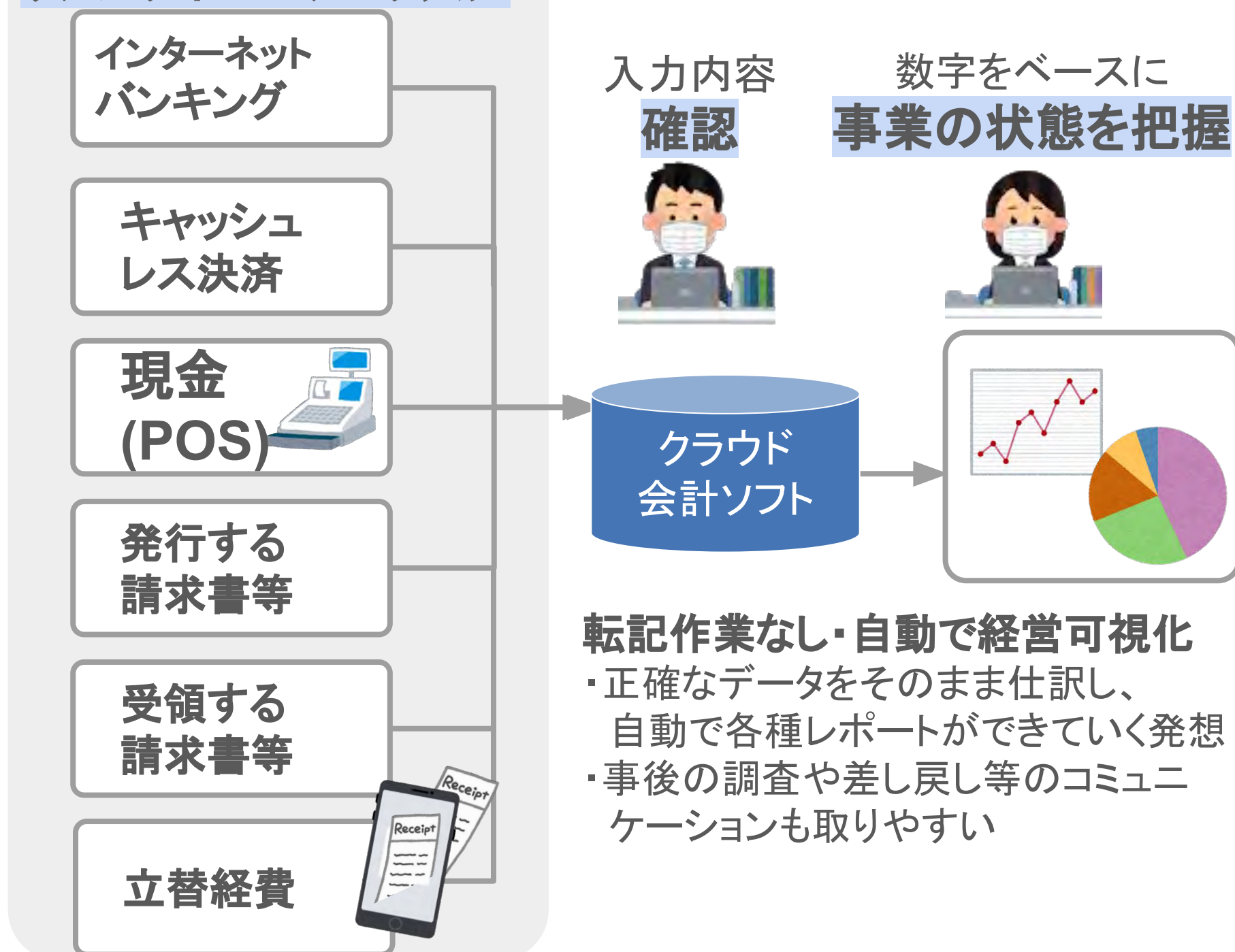
従来の記帳業務のフロー



- ・手作業によるヒューマンエラーリスク
- ・月次決算に二か月かかることも

クラウド会計ソフトを用いた業務フロー

連携先システム・紙をデジタルに変換したデータを
リアルタイムでデータ入力



- ・入力から仕訳までデータで一気通貫
- ・経営のための分析業務へ時間を割ける

(2) クラウド会計ソフトにおける文書保存の特徴的機能

複数のツールで書類を取込み

手入力の負担を軽減し取引データ登録

データと添付書類が紐づき保存
(分析や事後検証が容易)



スマホ撮影



複合機・スキャナ



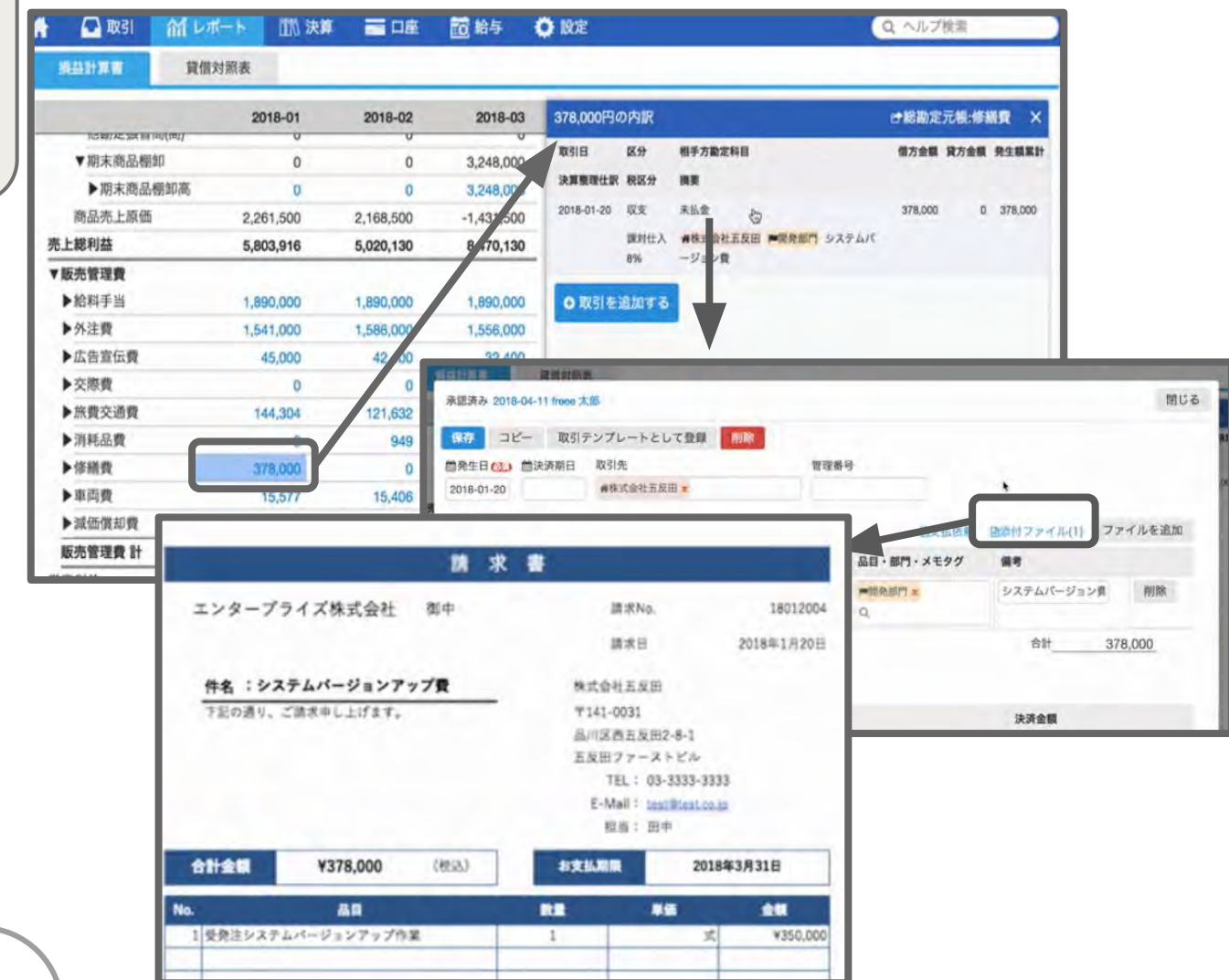
ファイル取込

OCR技術により画像データから機械学習で文字認識

推測 = 金額: 1,650円

推測 = 日付: 4月11日

推測 = 電話番号から取引先、勘定科目や品目を推測: 旅費交通費



例) 請求書受領から出金明細が紐づくフロー

請求書受領

画像スキャン

債務管理

支払

消込

財務会計



画像データは電子明細と紐づいて保存



買掛金等の
取引データ記録



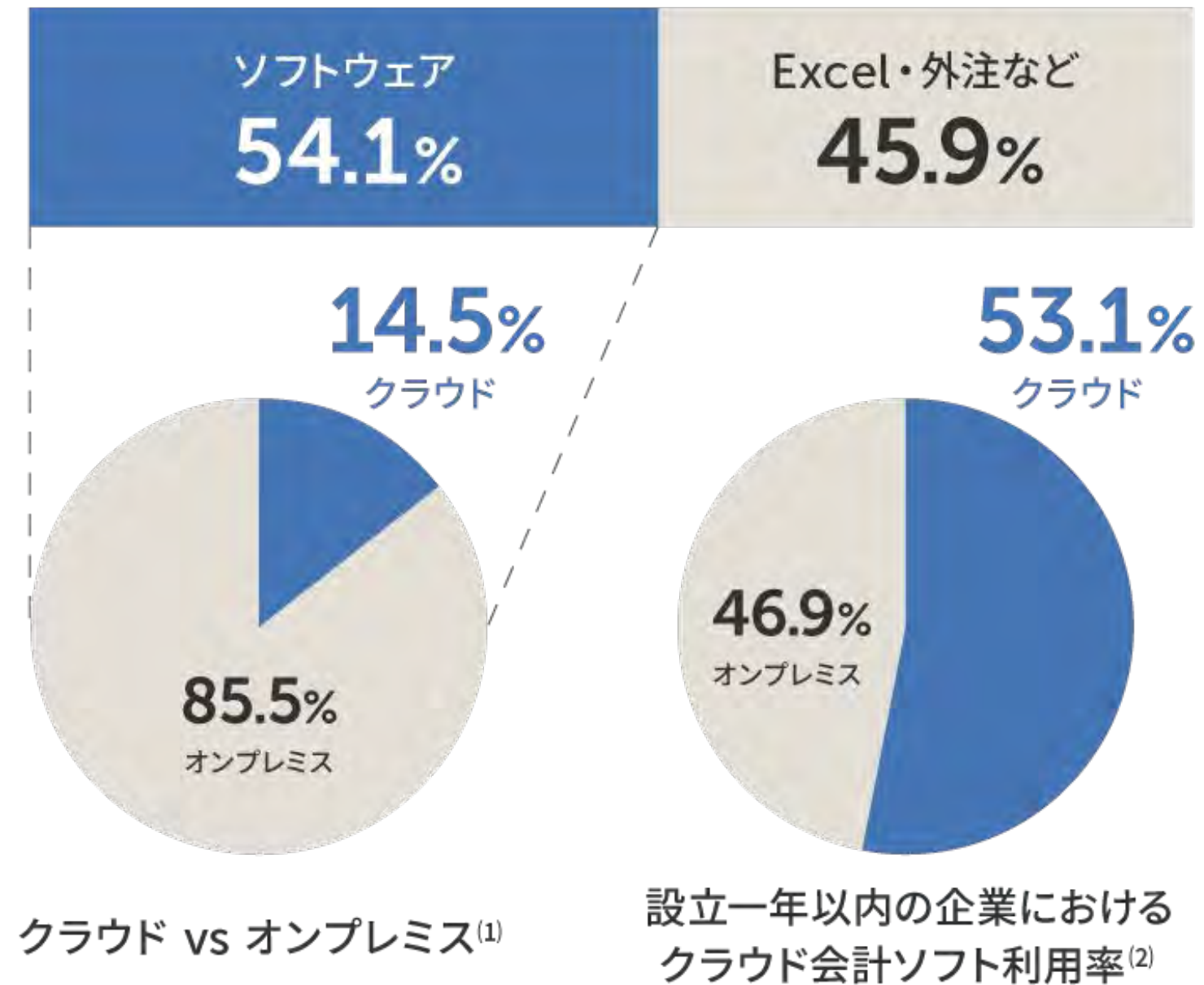
銀行等の外部エビデンスを
同期した電子明細で突合

- ・決算書等にまとめられた数字からワンクリックで内訳表示
- ・各取引には、電子明細の履歴に加え、過去の購買申請や支払依頼等の社内稟議の承認履歴や添付書類画像が紐づいている。

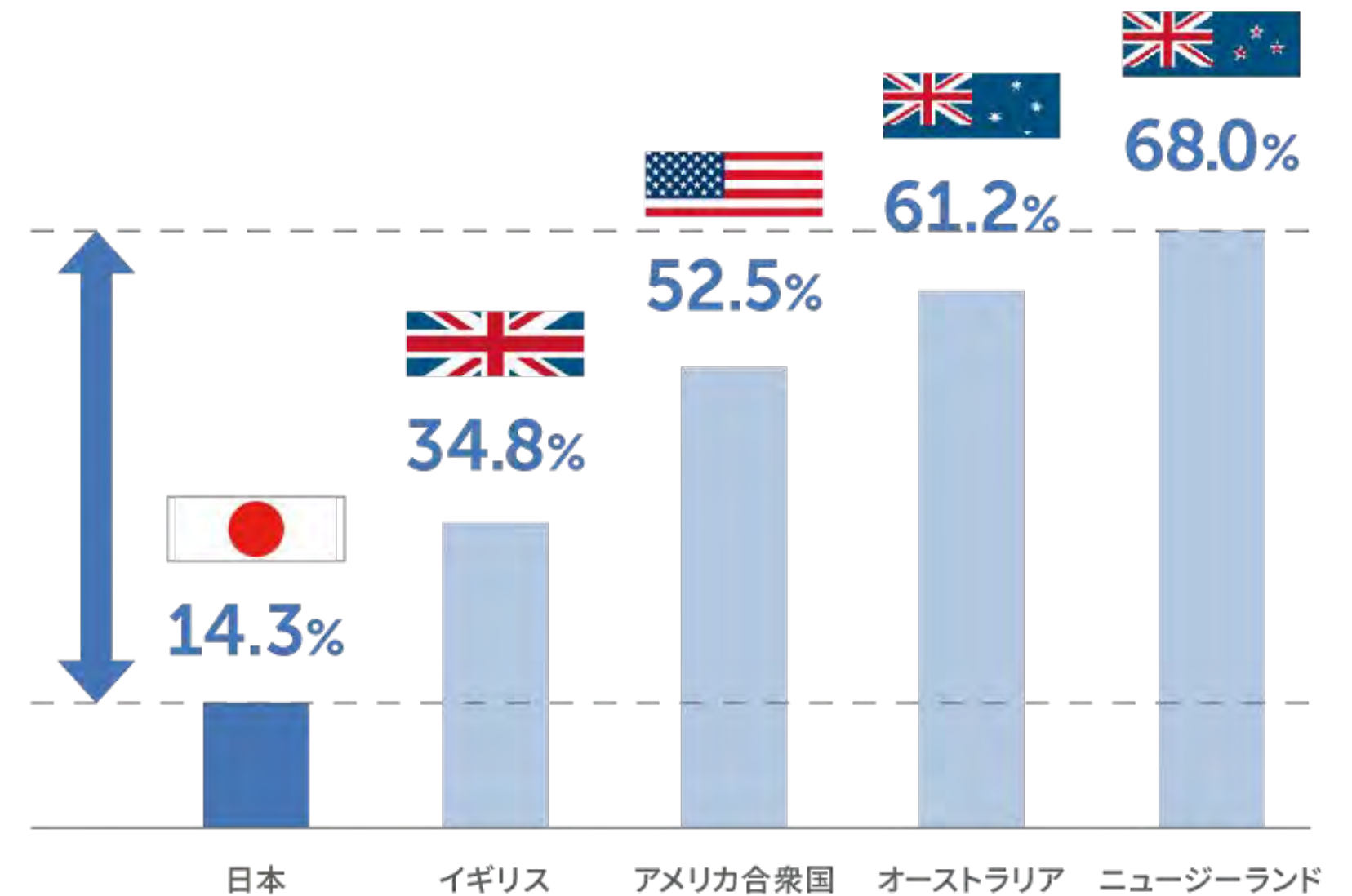
(3) 中小企業における会計ソフトの普及率

- ・法人に限ると半分以上の企業で会計ソフトを利用しているが、その内、クラウドの利用率は15%未満
- ・中小企業における会計業務の効率化・リモートワーク推進には、クラウド会計の普及が有用

中小企業における会計ソフト普及率⁽¹⁾



各国の会計ソフトに占めるクラウド浸透率⁽³⁾



(1) 株式会社MM総研「クラウド会計ソフトの法人導入実態調査(2017年8月実施)」

(2) 株式会社MM総研「クラウド会計ソフトの法人導入実態調査(2016年9月実施)」

(3) (出典) International Data Corporation (IDC) 「Semiannual Software Tracker Forecast 2014-2023 2018H2」 及び 「Semiannual Cloud Services Tracker Forecast 2014-2023 2018H2」

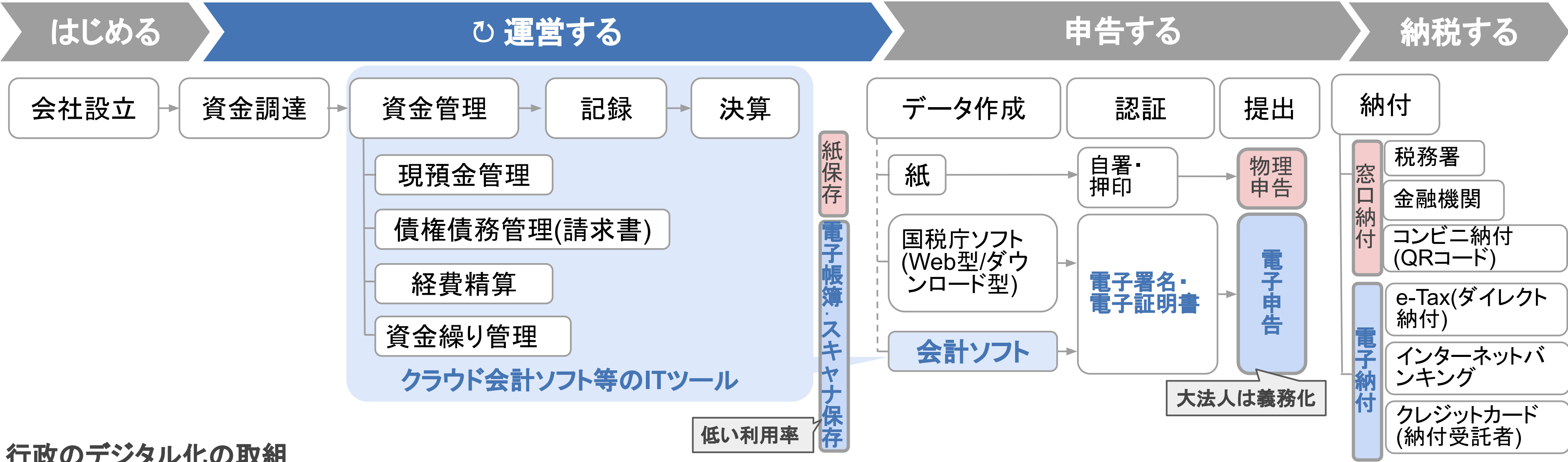
本日のご説明

中小企業における会計業務のデジタル化と紙保存

01. 中小企業の生産性向上に資するクラウド会計ソフトの有用性
02. 中小企業を取り巻く税務申告等のデジタル化の流れ
03. 国税関係帳簿書類の保存に係る現状と課題

(1) 中小企業の年間業務サイクルと帳簿・申告・納税等に係る行政のデジタル化

申告・納税は政府目標の下デジタル化が進んでいるが、帳簿や書類の保存におけるデジタルの利用率は著しく低い。



行政のデジタル化の取組

法人設立手続のオンライン・ワンストップ化	● 電子帳簿保存法(帳簿・スキャナ保存・電子取引)の累次の見直し。スキャナ保存の承認件数: 累積で3,000件弱 (2018年度) ● 2023年度インボイス制度の導入 <課題> ● 電子帳簿等保存・スキャナ保存の利用率が低い ● インボイス制度導入後は、消費税法上、支払額3万円未満の仕入・経費等についても、レシートの保存が義務付け(仕入税額控除の要件)	中小企業も「将来的に電子申告の義務化を前提に電子申告率100%(2019年85%)」の政府目標 ● 法人電子申告の認証簡便化 ● 大法人の電子申告義務化に伴い、イメージデータ(PDF)で送信された添付書類の紙原本保存不要化(一定の解像度・階調の要件あり) ● 法人税申告書別表(明細記載を要する部分)のデータ形式柔軟化 等 社会保険・税手続ワンストップサービス(企業負担軽減と行政事務効率化のため、クラウドを用いた企業保有情報の新しい提出方法等)も検討	納付手段の多様化・キャッシュレス化 (政府目標:2025年までにキャッシュレス納付40%程度) ● ダイレクト納付での複数口座登録可能化等
-----------------------------	--	--	--

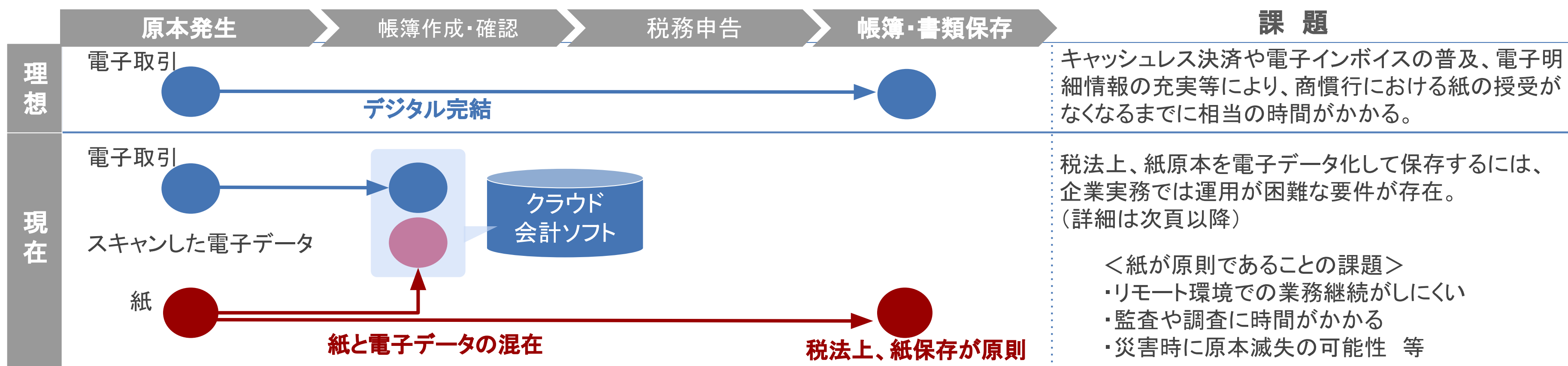
(参考)インボイス制度導入による保存対象の拡大

- 令和5(2023)年10月以降、支払対価の額が**3万円未満の課税仕入れについて請求書等の保存がなくとも、帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる規定が廃止**されるため、仕入税額控除のためには以下の例外を除いて、**原則として適格請求書等の保存が必要**となる。
 - 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるケース
 - ① 適格請求書の交付義務が免除される以下の取引
 - 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満のもの）
 - 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満のもの）
 - 郵便切手に対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたもの）
 - ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除く）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
 - ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
 - ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
 - ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ
- これにより、消費税法上の仕入税額控除のためには、例えば以下のケースでも、2023年10月より、**適格請求書等の記載要件を満たしたレシート等の受領・保存が必要**となる。（現行制度では、レシート等を「受領しなかった」場合には、必ずしも所得税法・法人税法による保存義務は生じない。）
 - 支払額3万円未満の仕入・経費
 - 現状では不要（消費税法30条7項、同施行令49条1項1号）
 - 今後は、金額要件が廃止（上記①～⑤のみインボイス保存不要）
 - レシートが電子交付されたインターネットショッピングによる仕入・経費
 - 現状では不要（消費税法30条7項、同施行令49条1項2号、「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由がある場合」に該当）
 - 今後は、電子交付されたインボイスの保存要件を規定、「検索可能な状態での保存」などの要件を満たさない場合は**別途紙の保存が必要**
 - なお、電子交付されたインボイス（原本）を紙に印刷（副本）して保存するケース（下図3）では改ざん防止等の措置は規定されていない。

	原本（●）は税法上の保存対象	副本	改ざん防止策等の定め
1	紙（●）	—	なし
2	紙	電子データ（●）	スキャナ保存制度（電帳法第4条3項）
3	電子データ	紙（●）	なし
4	電子データ（●）	—	電子取引（電帳法第10条）

(2) 帳簿・申告・納税デジタル化の目指すべき方向性と現状

- (電子申告につなげやすい)クラウド会計ソフトを活かした効率的で正確な記帳のための環境整備には、**取引を一貫してデジタルで行う「電子取引」を活用**するのが理想
- しかし、現状の「**紙取引と電子取引が混在**」する状況では、企業の実務は、
 - 電子データと紙の二重管理を避けるため、
 - 紙を前提にした業務フローを組んで運用しており、
 - 業務効率化やリモートワーク推進に資する電子データ活用のメリットを感じにくいという実態であり、電子取引を拡大していくモチベーションが生まれにくい。
- 企業規模に関わらず、企業実務において電子データと紙の二重管理をしなくて済むよう、「**紙取引と電子取引が混在する現状**」から「**デジタルファーストの社会**」への過渡期的な措置として、紙で受け取ったデータをスキャンして電子データとして簡便に管理できる環境の整備が重要



本日のご説明

中小企業における会計業務のデジタル化と紙保存

01. 中小企業の生産性向上に資するクラウド会計ソフトの有用性
02. 中小企業を取り巻く税務申告等のデジタル化の流れ
03. 国税関係帳簿書類の保存に係る現状と課題

(1) 中小企業のバックオフィス業務効率化と電子帳簿保存法

税法においては紙での保存が原則とされているが、電子帳簿保存法等の累次の改正により、特例として電子データでの保存が認められてきた。

電子帳簿保存法における国税関係帳簿書類の保存の類型

自己が作成する書類

帳簿・決算関係書類

電子帳簿等保存
(電帳法第4条第1項・第2項)

(電子的に保存する場合)
税務署長の承認が必要

請求書等

コンピュータ作成
の帳簿に記帳

取引の相手方から受領する書類

書面

スキャナ保存
(電帳法第4条第3項)

税務署長の承認が必要

請求書等

スキャン

受領者
(保存義務者)

タイムスタンプ

請求書・領収書等

電子データ

電子取引に係るデータ保存
(電帳法第10条)

税務署長の承認は不要

発行者
(取引相手)

電子請求書等

受領者
(保存義務者)

タイムスタンプ

電子帳簿等保存とは

自社の帳簿(仕訳帳、総勘定元帳等)や決算書類(貸借対照表、損益計算書等)を、次ページにある要件を満たせば、電子データで保存ができる。

スキャナ保存とは

次の3つの要件を満たせば電子データ(スキャンまたはスマホ撮影)で保存し、税務上のエビデンスとすることができる。

- 税務署長の承認
- 電子化されたデータのシステム上の形式要件(画素数やタイムスタンプの付与等)
- 電子データ化における企業内の事務処理上の要件(自署、受領してから3日以内等の期間制限、定期検査等)

電子取引に係るデータ保存とは

請求書・領収書等のうち、電子データで受領する書類や電子明細の保存要件を改正(2020年10月施行)

- クラウド会計ソフトや電子請求書授受サービス等に取り込まれた銀行やクレジットカードの明細データ等(利用者による改ざんが不可能なもの)があれば、領収書等の受領やスキャン作業が不要に。
- なお、電子データ保存のための税務署長の承認は従来から不要

(2) クラウド会計ソフト等のサービスを利用する中小企業における、電子帳簿保存法の スキャナ保存制度・電子取引に基づく領収書・請求書等の管理フロー

取引前

取引開始

施策実施後

支払

都度

課題①

レシートに自署

受領からおおむね3営業日以内に
スキャン&タイムスタンプ付与※1

原本提出のために出勤

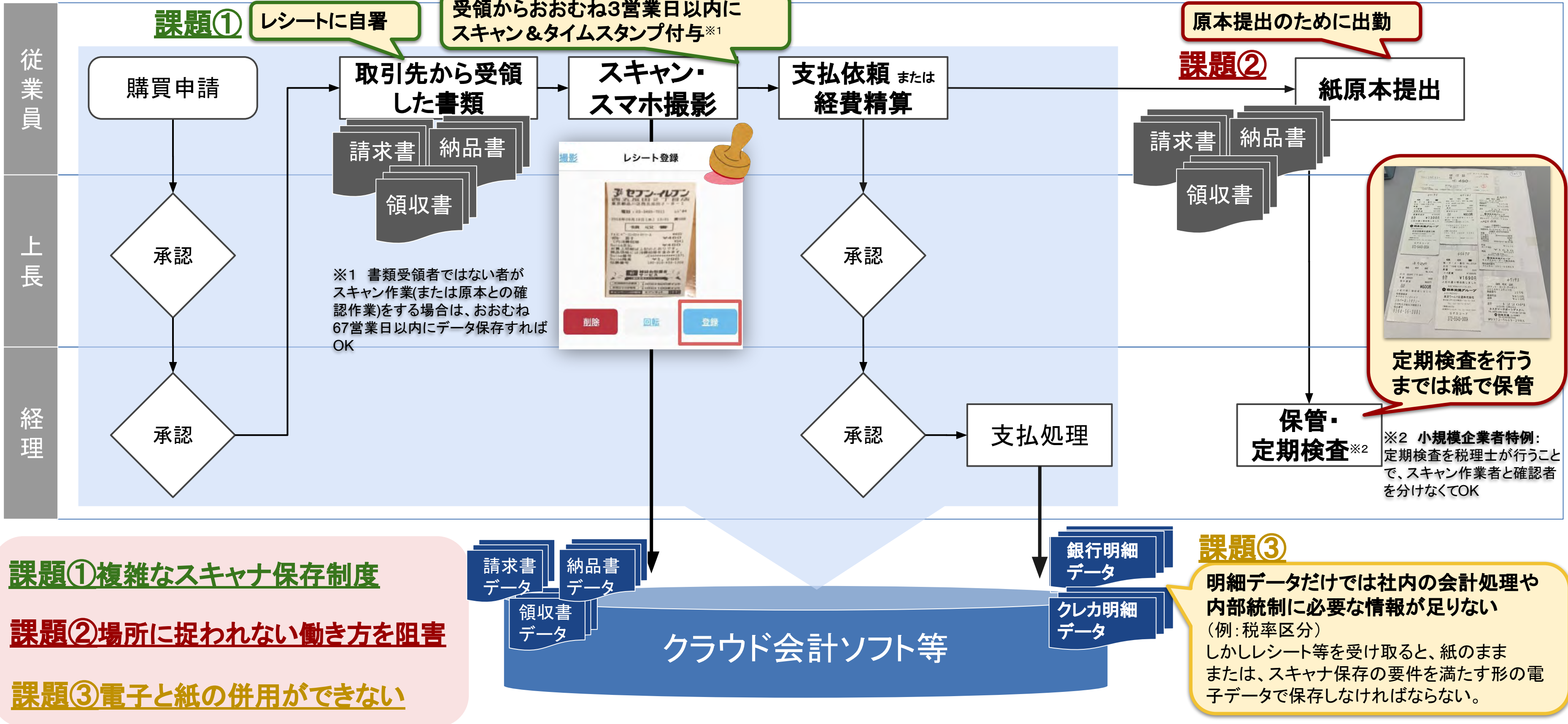
課題②

紙原本提出

定期検査を行う
までは紙で保管※2 小規模企業者特例:
定期検査を税理士が行うこと
で、スキャン作業者と確認者
を分けなくてOK保管・
定期検査※2

課題③

明細データだけでは社内の会計処理や
内部統制に必要な情報が足りない
(例: 税率区分)
しかしレシート等を受け取ると、紙のまま
または、スキャナ保存の要件を満たす形の電
子データで保存しなければならない。



課題①複雑なスキャナ保存制度

課題②場所に捉われない働き方を阻害

課題③電子と紙の併用ができない

クラウド会計ソフト等

(3) 相手方から受領した領収書等のスキャナ保存制度の課題

課題①複雑なスキャナ保存制度(法第4条第3項)・・・累次の改正で改善されるも、いまだ普及していない現状

- 全企業におけるスキャナ保存制度の普及率は0.1%程度※
- 運用やシステムの要件が細かく複数パターン定められており、中小企業の現場ではなかなか実施できない※参考1



人手不足で税務署へ利用申請する余裕がない...



制度が複雑で、営業までこの保存オペレーションを浸透させられない...

せっかくデータ化しても、一定期間は紙で保存しないといけないから、紙とデータの二重管理になってメリットを感じない...



課題②スキャナ保存制度の紙保存要件が、企業の多拠点化や在宅勤務を阻害

今年4月以降、在宅勤務をしている中小企業で、請求書や領収書の処理のためにオフィスに出勤した人は5割に上る※参考2

課題③電子明細と紐づく請求書・領収書等もスキャナ保存制度が適用となり、簡便に電子データとして保存できない

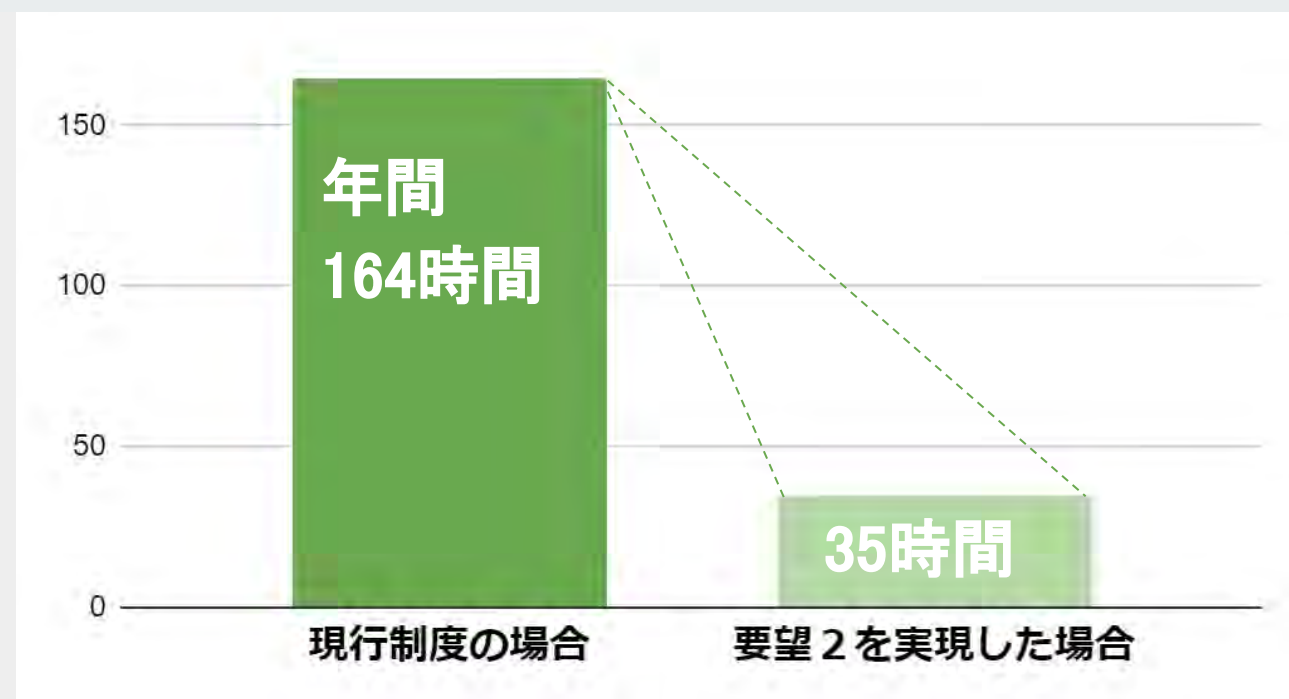
- (納税者が改ざん不能である)電子明細があれば、請求書・領収書等の保存が不要となる今年度の改正は大きな進歩(法第10条)
- 一方、企業が当該書類を保存する理由は、税法対応のみではなく、社内の内部統制や経費処理でも当該書類記載の情報が必要※参考3
- そのため、電子明細を税務エビデンスとして活用しつつも、補足情報として紙のスキャンデータも簡便に保存したいニーズがある※参考4
- しかし、税法上は、電子明細があっても、紙書類を受領した場合は複雑なスキャナ保存制度活用または紙のまま保存することが必要

※ 税務署長の承認件数は、平成30(2018)年度累計で約3,000件。法人数約300万社(国税庁)として普及率を算出

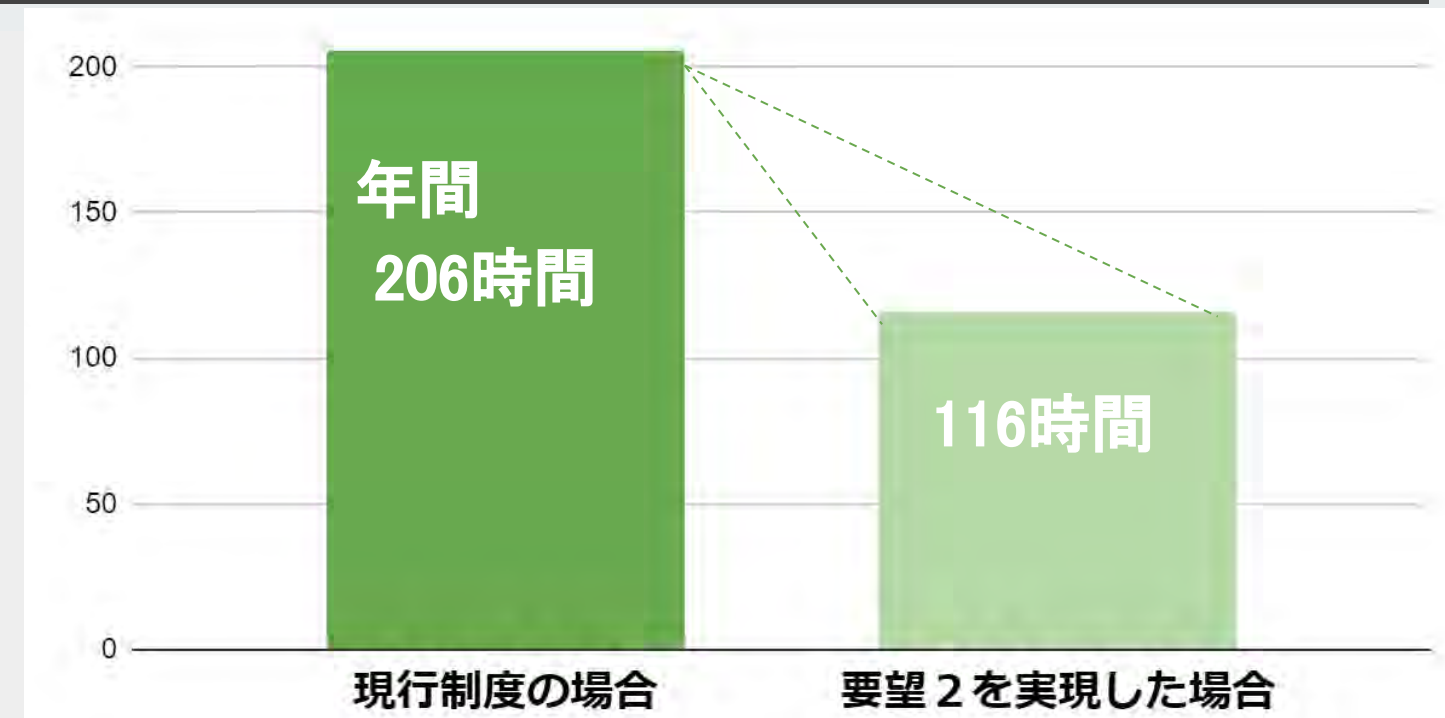
(4) 国税関係帳簿書類の簡便な電子保存が実現することにより期待される効果

- **経済界全体の税務書類の紙保存コスト削減** (現在の紙保存コストは年間約3,000億円)*¹
- **中小企業の生産性向上**
 - **法人300万社にて国税関係帳簿書類の電子保存が可能になり、バックオフィス業務の効率化が実現**

各企業が経費精算に使う時間を年間130時間削減*²



各企業が支払依頼処理に使う時間を年間90時間削減*³



- **デジタル経費精算の実現によるリモートワークの推進等、企業の多拠点化や業務継続に貢献**
- **簡便で正確な経理・税務手続の実現に貢献**
 - **監査や調査等の事後的な対応においても、取引関係データの検索が容易に**

*1 倉庫代、運搬費、廃棄コスト、税務調査の便宜等のために保管書類の一覧等を印刷するコスト、これらの取扱いのための人件費の合計(2004年 (社)日本経済団体連合会 情報通信委員会「税務書類の電子保存に関する報告書」)

*2 営業20人が月10件の交通費を紙またはExcelを用いて社内精算し、経理担当が領収書を台紙に糊付し保存するとした場合、申請者・承認者・経理担当が当該業務にかかる時間の合計。

領収書データ(*2の場合は請求書データ)を取引に紐づけたクラウド会計ソフトを利用し、電子データ化後に紙保存不要とした場合の削減時間。

*3 インターネットバンキングを利用する中小規模の法人における標準の支払依頼の処理フロー(請求書受領・担当者へ確認・支払稟議作成・支払稟議と外部エビデンスの突合・承認済稟議にて銀行のインターネットバンキングで支払処理・記帳・書類を日付順にファイリング)を紙ベースで行う場合の試算1件あたり20.5分を、中小企業が取引先から受領する請求書(月平均50.2枚)で試算した時間。

(参考)クラウド会計ソフト利用企業の声(外部監査等に利用、紙管理のコスト)

監査や銀行への説明でもクラウド会計ソフトを活用する声

(関西地方、医療福祉施設業、350人規模)

毎年自治体からの監査を各園が受けます。例えば保育関係の監査、会計監査、自治体に提出する監事監査の書類準備など。**35園分の財務諸表と現況報告書、園単位の請求書**も準備しなければなりません。

クラウド会計ソフトでは各園を部門コードに登録することで、ボタンを押すだけで園ごとの細かい財務諸表まで作成でき、効率化に役立っています。

従来の稟議は紙ベース。印鑑を押して書類受け渡しで行なっていました。やりとりは本社はメール、園はファックスと、完全な紙文化が占めていました。ペーパーレス化を進めるため、クラウド会計ソフトの電子稟議システムを使い、**稟議申請・承認業務・経理処理・振込業務まで一気通貫してクラウドで完結**させることで、バックオフィス業務が効率化できています。

監査法人には、クラウド会計ソフト等を検索して作業してもらう体制の構築に成功しました。

経営陣がクラウド会計ソフトにログインして経営数値を直接見るようになりました。クラウド会計ソフトのレポートのおかげで、銀行への説明が楽になりました。おかげさまで銀行からの指摘はほとんどありません。

紙とデジタルの二重管理コストに対する企業の声

(北陸地方、コンサルティング業、10人規模)

クラウド会計ソフトによって、**経費精算の承認フローや請求書の支払管理は、電子データで完結**しています。社員が受け取った紙の領収書は、スマホ撮影してクラウド会計ソフトに取込み、電子明細と紐づけて保存・承認を行っていますが、別途、**紙原本は郵送**で社員から会社へ送ってもらっています。

クラウド会計ソフトの帳簿の中に、必要な情報は電子データで全部そろっているのだから、紙の現物のチェックはしたくないです。現物チェックの下準備として大変なのは、カード明細が100行あって、そのうち、紙の領収書があるのは60～70くらいなので、取引ごとに現物の存在の有無を確認しないといけない。紙の山から一枚を探すのは無理なので、結局、紙も整理しています。

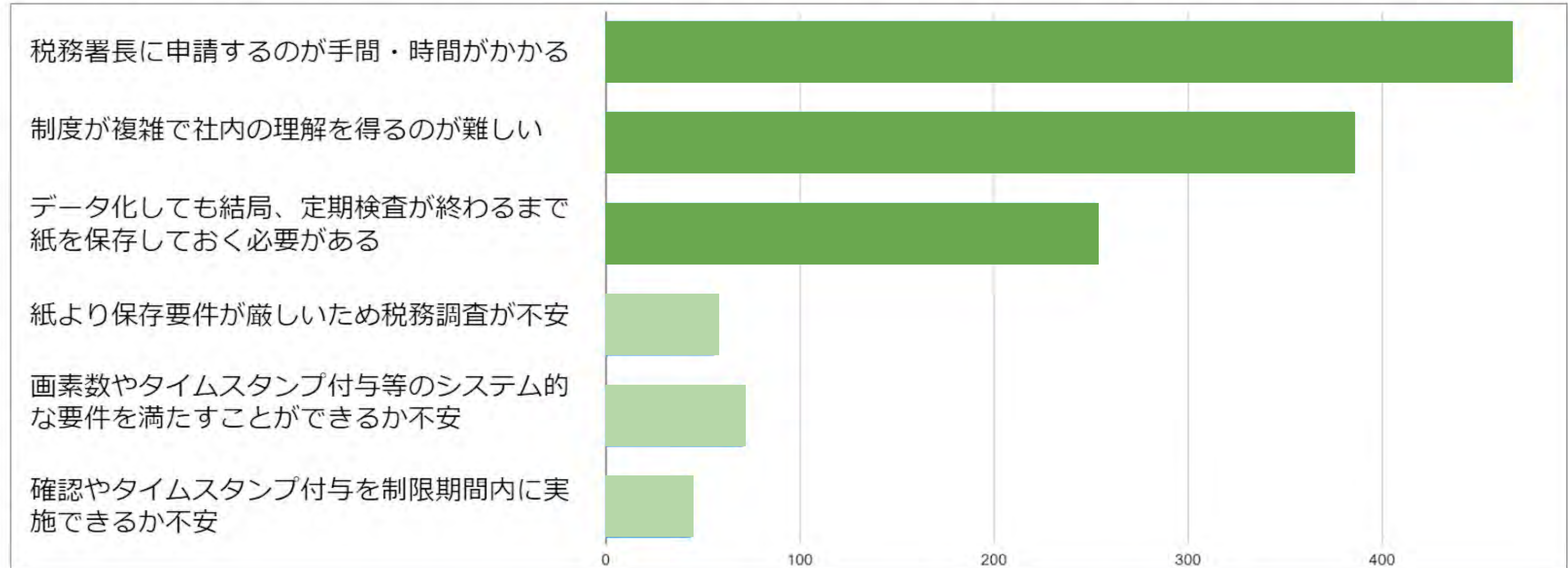
紙の整理は、従業員が10人を超えたころから経営者一人ではさばけなくなったので、パートさんを雇って紙の整理をしています。

電子的に帳簿はきれいについているし証拠の電子データ(クレジットカード会社の電子明細等)もあるのに、紙の整理を法令の保存要件を満たすためだけにするのは無駄だという気持ちが強いのが正直なところです。

参考資料

【参考1】中小企業が電子帳簿やスキャナ保存の利用申請をしない理由

帳簿や請求書・領収書を電子データで保存したいと考えている中小企業が、電子帳簿保存法の申請をしない理由*



クラウド会計ソフトの利用者の声

- **そもそも人手不足の中、保存のオペレーションを複数人で実施するフロー構築や、税務署申請に時間を割けない。**
- **自署する手間や撮影者と確認者を分ける負担を考えると、紙の処理よりも煩雑で、自社の利益にならない。**
- **せっかくデータ化してもすぐ捨てられないなら、紙とデータの二重管理となり、枚数の割に管理が大変になる。**

* 2020年8月5日～7日、クラウド会計ソフト利用の中小企業の経営者・経理担当者を対象としたアンケート、回答者数1170(複数回答)

【参考2】中小企業の“ニューノーマル”を阻む紙保存の実態

今年4月以降、在宅勤務をしている中小企業において、請求書や領収書の処理のためにオフィスに出勤した人の割合は5割に達する。

“ニューノーマル”と取引関係書類の紙保存の関係

リモートワーク

- 緊急事態宣言に伴い拡大
- リモートワーク中の“押印出社”が社会課題化

ワーケーション

- 旅先で余暇を楽しみつつ働く、新しいワークスタイル

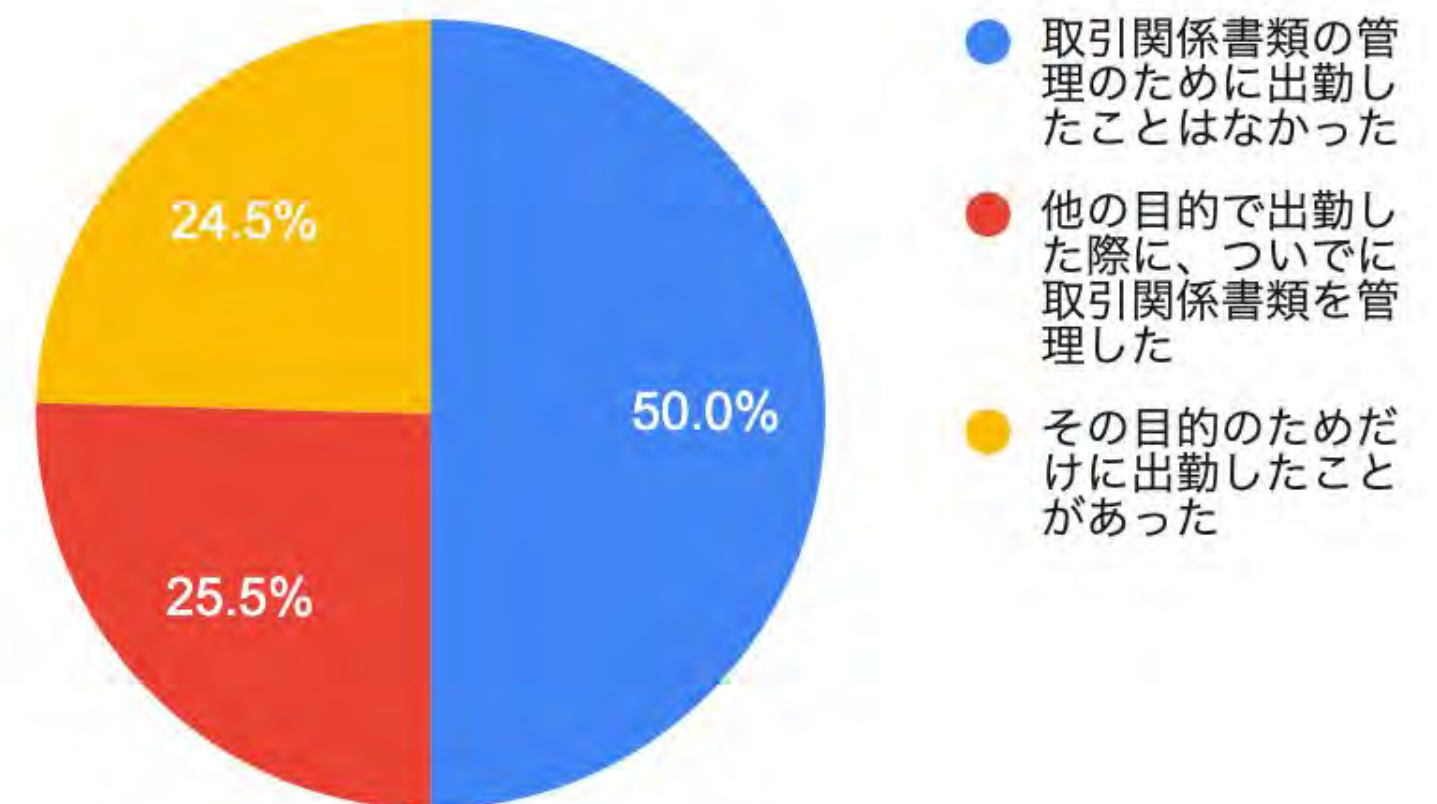
デジタル田園都市

- デジタル技術によって働き方等が柔軟になり、どこにいても国民の生活の質は高く維持される社会の実現

- いずれも**企業の多拠点化促進**につながる概念・トレンド
- 紙をローカルで管理するのではなく、クラウドにより**どこからでもアクセス・管理可能**にすることで多拠点運営が容易に。

リモートワーク中に請求書・領収書等（取引関係書類）の管理（提出や確認）のために出勤したことがあるか*

※回答対象：リモートワーク実施者

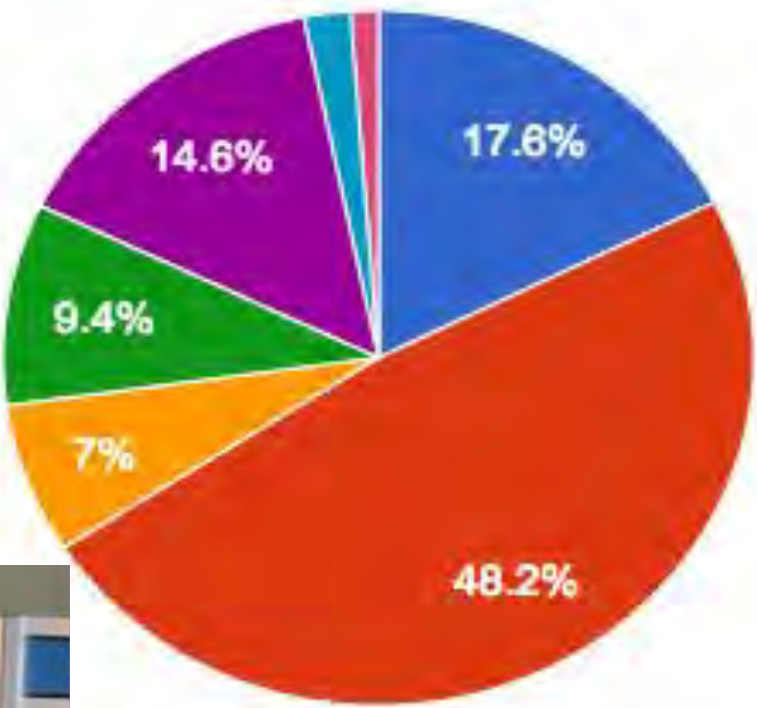


【参考2】中小企業における国税関係書類の保存方法の現状

紙を台紙に貼り付けする、あるいは、ファイリングしているケースが大半を占める*。

請求書・領収書の保存方法

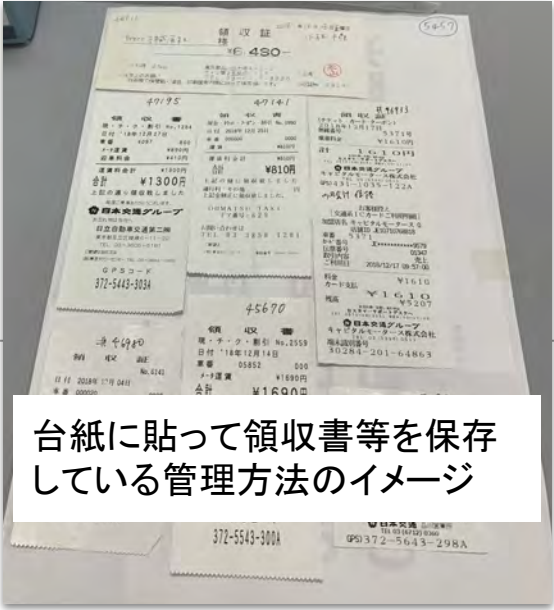
請求書



領収書



- 日付順に台紙に貼って保存
- 日付順にファイリング
- 日付・月などを考慮せず、一箇所にまとめて保存
- 日付を考慮せず、月単位でまとめてファイリング
- デジタルデータ化して保存
- 税理士さんなど外部に委託
- その他

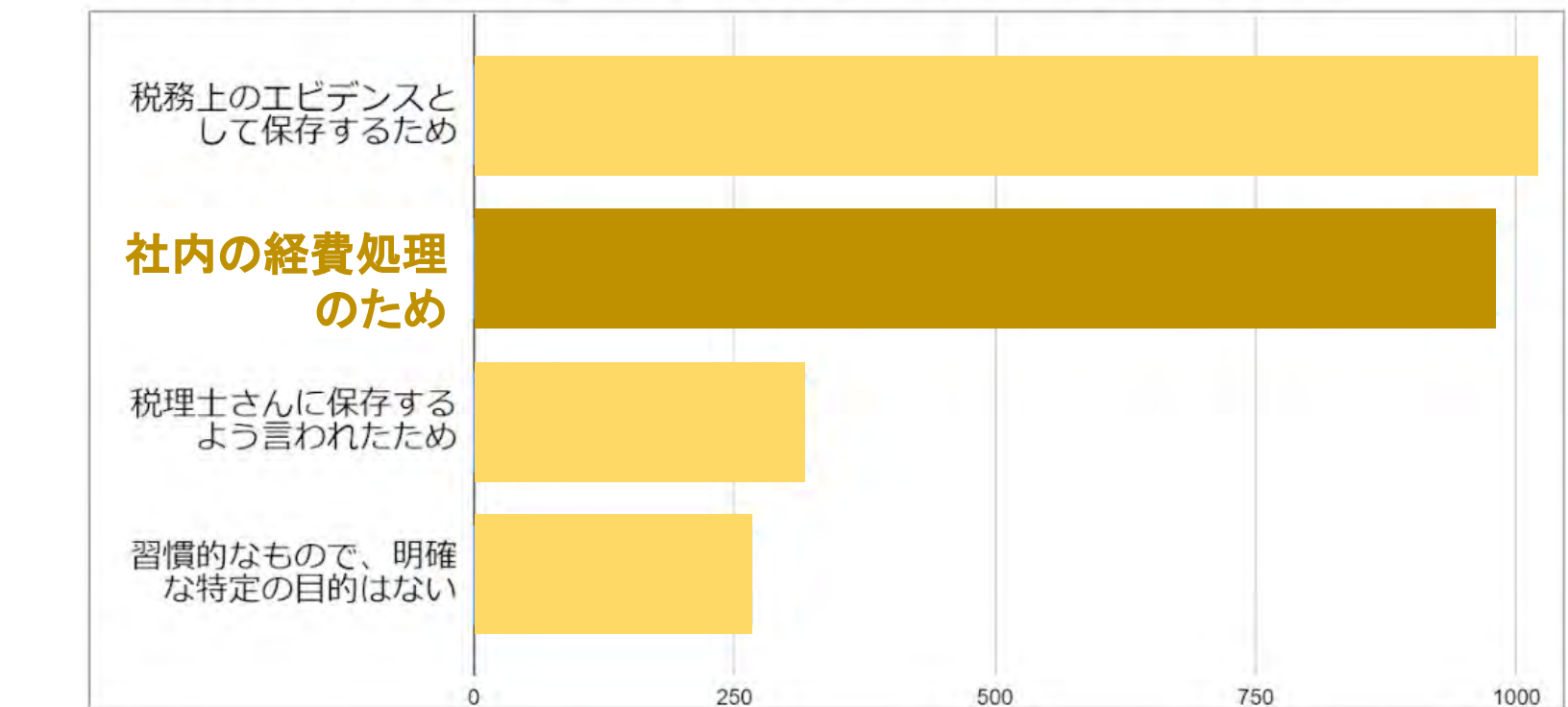


* 2015年12月実施Webアンケート、対象：従業員数300名以下の法人の経営者・経理担当者500名（一般調査）

【参考3】中小企業が請求書や領収書を保存する理由

税務上の要請だけではなく、社内の内部統制や経費処理でも必要なため。

例) 消費税の仕入税額控除額の計算のために、取引の内容や税率ごとの対価の額が必要となるが、電子明細にはこうした情報が記載されていない。



2020年8月5日～7日、クラウド会計ソフト利用の中小企業の経営者・経理担当者を対象としたアンケート、回答者数1510(複数回答)

レシート・利用控えの例

【見本】レシート

ヘイ商店
恵比寿1-1-1
03-1234-5678

<お買上げ明細>
2012年5月12日 5:12

アイテムA	¥2,500
アイテムB	¥1,300
アイテムC	¥1,200

小計	¥5,000
合計	¥5,000
内消費税	(¥370)
合計点数	3点
お預り金額	¥5,000
クレジット-	(¥5,000)
お釣り	¥0

ヘイ店にご来店
ありがとうございました。
www.coney.com

【見本】クレジットカードの利用控え

ヘイ商店
恵比寿1-1-1
03-1234-5678

※※クレジットカード売上表※※
2012年5月12日 5:12

支払金額	¥5,000
------	--------

取引日時 12/05/12 5:12
JCB ***** 0512
支払区分 1 回払い
承認番号 1234567
取引番号 12A3-45BC

ヘイ商店にご来店
ありがとうございました。
www.coney.com

出典) Coiney.com / 三井住友カード

電子明細だけではわからない混合税率の場合の税率等を、領収書等で確認したいというニーズがある。

取引の社内承認や会計処理のデータに、添付ファイル(請求書や領収書等)を紐づけることで、社内の統制上必要な情報を補完

クレジットカード電子明細の例

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)	(内手数料)	備考
19/03/16	00000000000	5,000	1	1	5,000	現地通貨額	略称 換算レート 換算日	

クラウド会計ソフトの取引詳細画面の例

添付ファイル(1) ファイルを追加

件名 : システムバージョンアップ費
下記の通り、ご請求申し上げます。

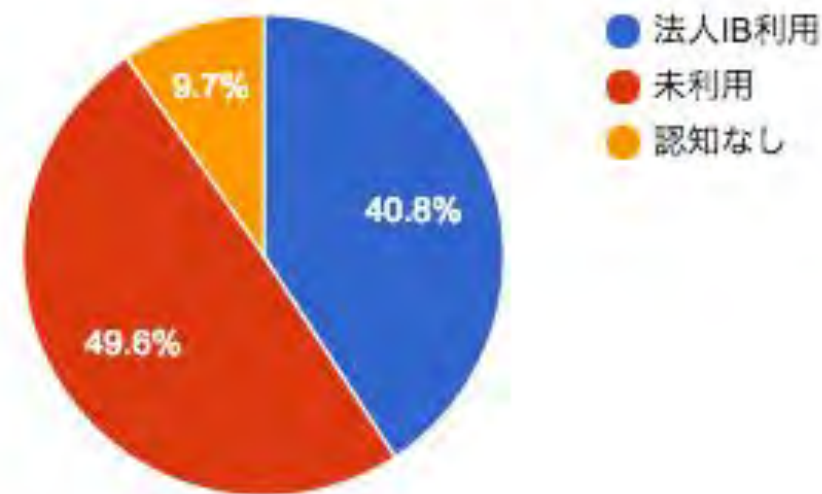
合計金額	¥378,000	(税込)	お支払期限	2018年3月31日
------	----------	------	-------	------------

No.	品目	数量	単価	金額
1	受発注システムバージョンアップ作業	1	式	¥350,000

【参考4】中小企業における電子明細の利用状況

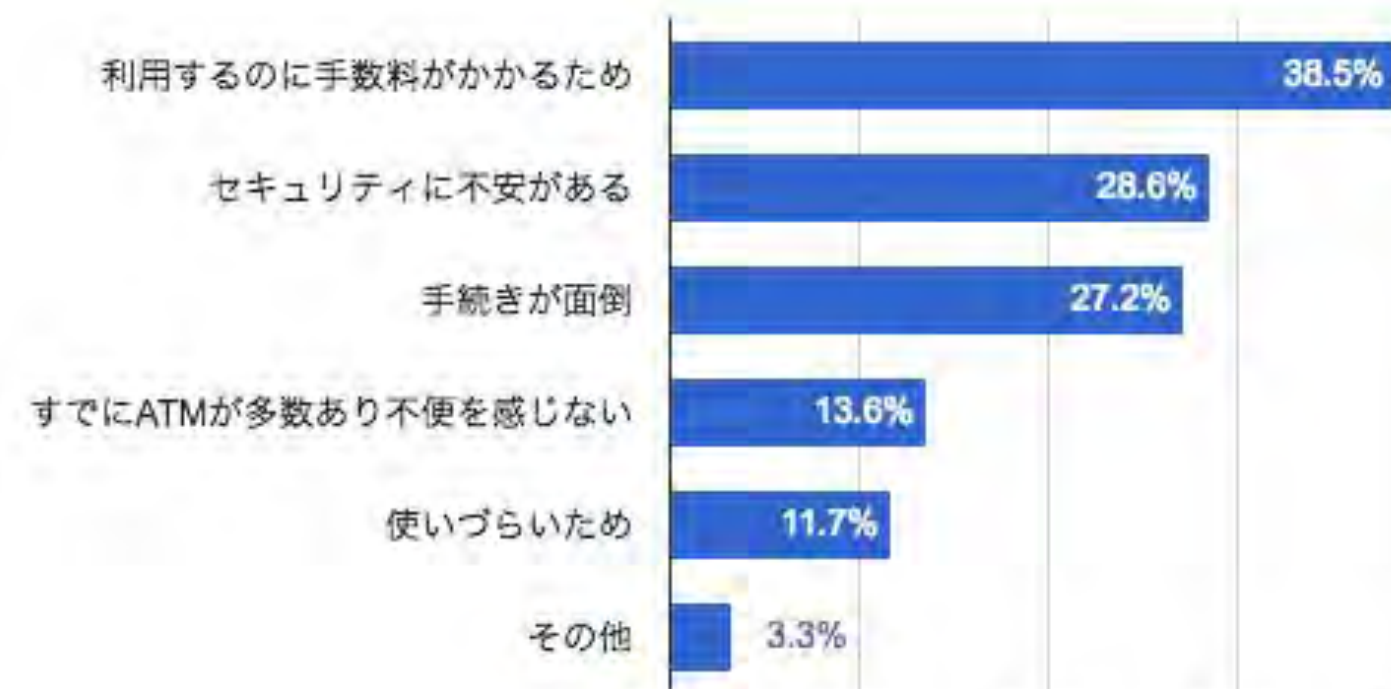
- 電子帳簿保存法10条(電子取引)では、インターネットバンキング(IB)・クレジットカード・電子マネー等の電子決済の電子明細や、クラウド受発注サービス等のオンライン履歴等の利用者による改ざんが事実上不可能なものを、(いわば業務において利用している形でそのまま)税務上保存できる規定となっている。(税務署長事前承認やタイムスタンプ付与は不要)
- 一方、中小零細企業においては電子決済の普及に時間がかかると見込まれ、当面の間、紙の書類をデジタル化して保存するニーズがある。

中小企業における法人IBの利用率

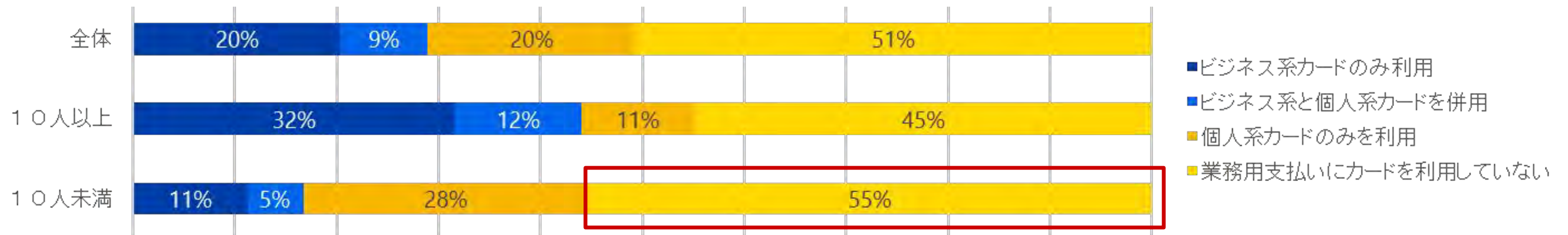


出典)2016年5月実施Webアンケート調査、対象:990社

法人IBを利用しない理由



中小企業・個人事業主における法人カード・個人向けカードの利用状況



出典)2016年 VISA 調査 N=3,345 2016年8月実施Webアンケート。非法人で50人未満/法人では300人未満の会社の勤務者を対象

